

(案)

住民基本台帳ネットワークシステムの県設置ファイアーウォールの運用管理業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、住民基本台帳ネットワークシステムの県設置ファイアーウォールの運用管理業務委託（以下、「委託業務」という。）に関し、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に基づき、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 業務委託の契約期間は、令和6年（2024年）8月1日から令和9年（2027年）7月31日までとする。

(委託料)

第3条 この契約に係る委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）とする。

なお、各年度の支払予定額は、下記のとおりとする。

令和6年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）

令和7年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）

令和8年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）

令和9年度 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）

2 委託料は各年度の委託業務の完了後に支払うものとし、乙は、各年度の委託業務完了後、直ちに報告書を甲に提出しなければならない。甲は、各年度の委託業務完了後、報告書受理日から10日以内に検査し、合格の場合は、乙からの支払請求書を受理した日から起算して30日以内に乙へ支払うものとする。

3 甲及び乙は、この契約の履行期間中に消費税又は地方消費税の税率が変更された場合は、当該変更の日以降、変更後の税率により計算した税額により請求及び支払を行うものとする。

(契約保証金)

【契約保証金が必要な場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第○号の規定により免除する。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
2 前項の規定は、書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、甲が書面による事前の承諾をしたときは、この限りではない。

（秘密保持義務）

第7条 乙は、この契約の遂行上知り得た甲の業務上の内容を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第9条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（契約内容不適合）

第10条 乙は、委託業務に不備が発見され、それがもつばら乙の責に帰すべき理由によるものである場合においては、甲に対し、無償で当該不備を修正するものとする。

2 乙が前項の規定に基づき責任を負う期間は、第2条に定める委託期間に限られるものとする。

（業務内容の変更等）

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（責任者）

第12条 乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる責任者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。

(業務内容の報告、調査)

第13条 乙は、甲に対し、委託業務の状況について、毎月、報告書を提出しなければならない。

2 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し又は資料等の報告を求めることができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第3条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し年2.5%の割合で計算した額を甲に請求することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 委託業務の実施に著しい遅滞が認められるとき。ただし、甲の事情により遅滞した場合はこの限りではない。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者四 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この違約金は甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 甲は、契約締結日の翌年度以降における歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

4 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙に生じた損害については、甲は一切その賠償責任を負わない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第15条第3項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することができる。なお、その金額については、甲乙協議にて定める。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結に関し必要な費用は乙の負担とする。

(協力義務)

第18条 甲及び乙は、委託業務の実施にあたり、円滑にその目的を達成するために相互に協力するものとする。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年(2024年) 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部市町支援課長 高取 忠

乙